

国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則の一部を改正する細則を次のとおり制定する。

平成17年6月21日

国立大学法人東京農工大学長 小畑 秀文

17 経教 細則第11号

国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則（16 経教細則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第7号を次のように改める。

七 工学教育部広報・社会貢献委員会委員長、農学教育部広報・社会貢献委員会委員長、共生科学技術研究部及び生物システム応用科学教育部から選出された広報・社会貢献担当教員 各1人

第3条第2項中「、第7号」を削る。

第4条第1項中「委員から互選により」を「委員から2人を互選により」に改める。

第8条第1項第1号を次のように改める。

一 社会貢献小委員会

第8条第1項第2号を次のように改める。

二 広報小委員会

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第1号及び第2号に規定する小委員会の委員長は、委員会の副委員長をもって充てる。

別表を次のとおり改める。

別表

| 小委員会名称 | 委員構成 | 所掌事項 |
|----------|---|---------------------------------------|
| 社会貢献小委員会 | ・第3条第5号の委員 ・共生科学技術研究部、工学教育部、農学教育部及び生物システム応用科学教育部から選出された教員 各1人 ・工学部附属繊維博物館長 ・留学生センターから選出された教員 1人 ・広報・社会貢献チームリーダー ・その他小委員会が必要と認めた者 | ・公開講座及びネットワーク事業等、社会貢献活動の実施及び調整に関すること。 |

| | | |
|-----------------|---|---|
| <p>広報小委員会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・第3条第4号の委員 ・大学情報委員会ホームページ運用小委員会から選出された委員 1人 ・工学教育部、農学教育部及び生物システム応用科学教育部から選出された教員 各1人 ・留学生センターから選出された教員 1人 ・入試チームリーダー ・広報・社会貢献チームリーダー ・その他小委員会が必要と認めた者 | <ul style="list-style-type: none"> ・大学広報全般及び入試広報活動の実施及び調整に関すること。 |
| <p>史料編纂小委員会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・共生科学技術研究部、工学教育部、農学教育部及び生物システム応用科学教育部から選出された教員 各1人 ・その他小委員会が必要と認めた者 | <ul style="list-style-type: none"> ・記念史の刊行に関すること。 ・その他必要な事項 |

附 則（17 経教 細則第11号）
この細則は、平成17年6月21日から施行する。